

日豊ケアサービスが「えるぼし認定」を取得!

豊後高田市の株式会社日豊ケアサービスが、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定（通称「えるぼし認定」）を取得しました!

「えるぼし認定」は、平成28年4月1日から始まった制度で、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を認定するものです。

日豊ケアサービスでは、幅広い働き方を応援しており、継続就労に向けた取組を積極的に行っています!



青山社長 小笠原局長



Vol.19

2017年12月発行

《発行》厚生労働省

大分労働局雇用環境・均等室

〒870-0037

大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル3F

TEL 097 (532) 4025

FAX 097 (573) 8666

<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



【今月号の主な記事】

- ・えるぼし認定「日豊ケアサービス」
- ・無期転換ルールの個別相談会開催について
- ・「おおいた働き方改革」共同宣言
- ・第10回個別労働紛争自主解決セミナー開催について
- ・同一労働同一賃金に向けて

次世代法に基づく

一般事業主行動計画の届出・認定の状況

☆一般事業主行動計画の届出企業数

九州・・・8,186社

大分・・・853社

(平成29年9月末時点)

☆認定企業数

九州・・・208社

大分・・・24社

(平成29年11月末時点)

☆プラチナくるみん認定企業

九州・・・11社

大分・・・1社

(平成29年11月末時点)



大分県内の認定企業（第1回目の認定取得順）

	企業名	所在地	くるみん認定年	プラチナくるみん
1	株式会社トキハ	大分市	平成19年	
2	社会福祉法人安岐の郷（2回取得）	国東市	平成22年 平成24年	
3	医療法人社団恵愛会 大分中村病院	大分市	平成22年	
4	株式会社大分銀行（3回取得）	大分市	平成22年 平成27年 平成29年	
5	株式会社日豊ケアサービス（2回取得）	豊後高田市	平成23年 平成26年	平成28年
6	国立大学法人大分大学	大分市	平成23年	
7	社会医療法人敬和会 大分岡病院	大分市	平成23年	
8	医療法人聖隷会 聖隷岩里病院	日田市	平成23年	
9	フドーキン醤油株式会社	臼杵市	平成24年	
10	医療法人明徳会 佐藤第一病院	宇佐市	平成25年	
11	社会福祉法人太陽の家	別府市	平成25年	
12	九州東芝エンジニアリング株式会社	大分市	平成26年	
13	西日本電線株式会社	大分市	平成26年	
14	医療法人恵愛会 中村病院	別府市	平成26年	
15	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	大分市	平成26年	
16	株式会社明林堂書店	別府市	平成27年	
17	社会福祉法人宇水会	宇佐市	平成27年	
18	富士甚醤油株式会社	臼杵市	平成27年	
19	大分県農業協同組合	大分市	平成27年	
20	社会福祉法人みずほ厚生センター	臼杵市	平成27年	
21	株式会社オーイーシー	大分市	平成27年	
22	社会福祉法人新友会	大分市	平成28年	
23	医療法人大分記念病院	大分市	平成29年	
24	株式会社豊和銀行	大分市	平成29年	

「おおいた働き方改革」共同宣言が行われました



平成 29 年 8 月 17 日、大分県働き方改革推進会議において、「おおいた働き方改革共同宣言」が行われ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や生産性向上を積極的に推進することが決定しました。



目標に向けて
頑張ろう！！

目 標

1. 一般労働者の年間総実労働時間 全国平均以下 (H32)

大分県 2035.2H 全国 2024.4H (H28)

2. 年次有給休暇取得率 70%以上 (H32)

大分県 53.7% 全国 48.7% (H28)

3. 男性の育児休業取得率 13%以上 (H32)

大分県 6.0% 全国 3.16% (H28)

4. 25歳～44歳女性の就業率 77%以上 (H34)

大分県 71.7% 全国 71.6% (H24)

※ 2～4は、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標と同じ。

イクボス宣言

イクボス宣言とは、NPO 法人ファザーリング・ジャパンが行っているもので、イクボスとしての宣言を対外的に行うものです。大分労働局ではイクボス宣言の募集を行っています。

イクボスとは

「職場でともに働く部下や同僚のワーク・ライフ・バランスを考えその人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ自らもワーク・ライフ・バランスが実践できる上司」のことです。

敬和会さん、日田信用金庫さんがイクボス宣言を行いました！



県内の医療機関で初！(H29.5)
[敬和会：岡敬二理事長]



県内の金融機関で初！(H29.12)
[日田信用金庫：安倍俊郎理事長 ほか]



同一労働同一賃金の概要～非正規雇用の処遇改善～ (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)



「働き方改革実行計画」に基づいて、企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消をより効果的に行うために、以下の法改正が検討されています。

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- A) 短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
- B) 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。
- C) 派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件（同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等）を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- D) また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

【現行】

○均等待遇規定

①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱い禁止[パート法9条]
⇒ 短時間労働者についてのみ規定 / 有期雇用労働者については規定なし

□均衡待遇規定

①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止[パート法8条・契約法20条]
⇒ どのような待遇差が不合理に当たるか、明確性を高める必要

【改正案】

○新たに有期雇用労働者も均等待遇規定の対象。(上記B)

□均衡待遇規定の明確化。(上記A)

それぞれの待遇(※)ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。

※ 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

	短時間労働者	有期雇用労働者
均等待遇	○ → ○	× → ○
均衡待遇	○ → ◎	○ → ◎
ガイドライン	× → ○	× → ○

×：規定なし
○：規定あり
◎：明確化

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。
⇒ 非正規労働者が自らの待遇をよく理解し、納得するためにも、また、不合理な待遇差の是正につなげていくためにも、自らの待遇内容に加え、正規雇用労働者との待遇差に関する情報の取得しやすい環境にします。

非正規雇用の相談窓口はこちら！

※上記の内容や非正規の方の待遇改善や制度の見直し等でお悩みをお持ちの事業主の方は非正規雇用労働者待遇改善支援センターにお問い合わせください。

大分県非正規雇用労働者待遇改善支援センター

TEL：097-535-7173 平日9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

無期転換ルールの個別相談会を開催します

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込みにより、期間の定めのない契約（無期労働契約）に転換ルールです。

平成30年4月から本格的に無期転換への申込みが見込まれますので、下記の個別相談会をご活用いただき、早急に御対応をお願いします。

詳細は大分労働局ホームページをご覧ください！

大分監督署	平成30年1月24日（水）	10時30分
中津監督署	平成30年2月5日（月）	
佐伯監督署	平成30年2月8日（木）	～
日田監督署	平成30年2月7日（水）	15時30分
豊後大野監督署	平成30年2月6日（火）	

「第10回個別労働紛争自主解決セミナー」 開催のご案内

労働契約変更に際しての留意点
～労使紛争の未然防止に向けて～

大分紛争調整委員会委員 弁護士 田中 保之氏

近年、無期転換ルールが規定され、また、「同一労働同一賃金」に向けた法改正の立案作業等が予定される状況の中で、今後、就業規則の変更が必要となる場面が想定されることから、田中保之弁護士を講師にお招きして、就業規則変更を含め労働条件変更に際しての留意点に関するセミナーを開催します。

参加無料 ※詳しくは雇用環境・均等室まで！

日時：平成30年1月31日（水）14:00～16:00

会場：ホルトホール大分 3階 大会議室

[大分市金池町南1丁目5番1号]

対象：企業の経営者、人事・労務管理担当者等

定員：300名 申し込み期限 平成30年1月15日(月)



※エンジョイ5は仕事ではありません。

努力義務企業のうちに助成金を活用して届け出をしよう！

総合労働相談窓口をご利用ください！

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

TEL 097-536-0110

受付時間：8時30分～17時15分

大分労働局 雇用環境・均等室

大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル 3階

労務管理の疑問

いじめ
嫌がらせ

不当解雇

